

# 宿泊約款

## (適用範囲)

第1条 当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

2、当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

## (宿泊契約の申込み)

第2条 当館に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。

(1) 宿泊者名

(2) 宿泊日及び到着予定時刻

(3) 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による。）

(4) その他当館が必要と認める事項

2、宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館はその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

## (宿泊契約の成立等)

第3条 宿泊契約は、当館が前条の申込みを受諾したときに成立するものとします。ただし、当館が承諾をしなかったことを証明したときはこの限りではありません。

2、前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を越えるときは3日間)の基本宿泊料を限度として当館が定める申込金を、当館が指定する日までにお支払いいただきます。

3、申込金は、まず宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。

4、第2項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いをいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。

ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当館がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

## (申込金の支払いを要しないこととする特約)

第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当館は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2、宿泊特約の申込みを受諾するに当たり、当館が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

## (宿泊契約締結の拒否)

第5条 当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。(1)

宿泊の申込みが、この約款によらないとき。

(2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。

(3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。

(4) 宿泊しようとする者が伝染病者であると明らかに認められるとき

(5) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。

(6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

(7) 宿泊しようとする者が、「暴力団等による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)による指定暴力及び指定暴力団員等又はその関係者、その他反社会的勢力(以下「暴力団等」という。)であるとき。

(8) 宿泊しようとする者が、暴力団等が事業活動を支配する法人その他の団体又はその構成員であるとき。

(9) 宿泊しようとする者が、暴力団等に該当する者が役員となっている法人又はその構成員であるとき。

(10) 宿泊しようとする者が他のお客様に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

- (11) 宿泊しようとする者が施設若しくは施設職員に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、又はかつて同様な行為を行ったと認められるとき。

#### (宿泊客の契約解除権)

第6条 宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

- 2、当館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部、又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当館が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当館が第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当館が宿泊客に告知したときに限ります。
- 3、当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊当日の午後8時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし、処理することがあります。
- 4、宿泊客が、暴力団等であるとき。
- 5、宿泊客が、暴力団等が事業活動を支配する法人その他の団体又はその構成員であるとき。
- 6、宿泊客が、暴力団等に該当する者が役員となっている法人又はその構成員であるとき。
- 7、宿泊客が施設若しくは施設職員に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、又はかつて同様な行為を行ったと認められるとき。

#### (当館の契約解除権)

第7条 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行をしたと認められるとき。
  - (2) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
  - (3) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
  - (4) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
  - (5) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当館が定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき。
- 2、当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

#### (宿泊の登録)

第8条 宿泊客は、宿泊当日、当館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業。
  - (2) 外国人にあたっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日。
  - (3) 出発日及び出発予定時刻。
  - (4) その他当館が必要と認める事項。
- 2、宿泊客が第12条の料金の支払いを旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれを呈示していただきます。

#### (客室の使用時間)

第9条 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き終日使用することができます。

- 2、当館は前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
  - (1) 超過3時間までは、室料相当額の30%
  - (2) 超過6時間までは、室料相当額の60%
  - (3) 超過6時間以上は、室料相当額の100%（室料金の全額）
- 3、前項の室料相当額は、基本宿泊料の70%とします。

#### (利用規則の遵守)

第10条 宿泊客は、当館においては、当館が定めて館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

第11条 当館の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付パンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクター等で御案内いたします。

(1) フロントサービス時間

午前 7 : 0 0 ~ 午後 1 0 : 0 0

(2) 飲食等サービス時間

イ. 朝 食                      午前 7 : 3 0 ~ 9 : 0 0

ロ. 夕 食                      午後 6 : 0 0 ~ 2 1 : 0 0 (ラストオーダー 2 0 : 3 0)

※営業時間は、季節により変更がありますのでご確認ください。

(3) 売 店                      午前 7 : 0 0 ~ 午後 1 0 : 0 0

(4) 温泉入浴                      午前 6 : 0 0 ~ 午前 9 : 3 0      午後 3 : 0 0 ~ 午後 1 1 : 0 0

(料金の支払い)

第12条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、別表第1に掲げるところによります。

- 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当館が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当館が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
- 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当館の責任)

第13条 当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それらが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

- 当館は、消防機関から適マークを受領しておりますが、万が一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第14条 当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解をえて、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

- 当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第15条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときはそれが、不可抗力である場合を除き、当館は、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当館にその種類及び価額の申告のなかったものについては、15万円を限度として当館はその損害を賠償します。

- 宿泊客が、当館内にお持ち込みになった物品は又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当館の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当館はその損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の申告のなかったものについては、15万円を限度として当館はその損害を賠償します。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第16条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って責任を持って保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際にお渡しします。

- 宿泊客がチェックインしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当館は当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署へ届けます。
- 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当館の責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

(駐車場の責任)

第17条 宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。但し、駐車場の管理の当たり、当館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めを任じます。

(宿泊客の責任)

第18条 宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。

別表第1 宿泊料金等の内訳 (第2条第1項及び第12条第1項関係)

		内 訳
宿 泊	宿 泊 料 金	② 基本宿泊料 (室料+朝・夕食料) ② サービス料 (①×10%)

客 が 支 払 う べ き 総 額	追 加 料 金	③ 追加飲食（朝・夕食以外の飲食料）及びその他の利用料金  ④ サービス料（③×10%）
	税  金	イ. 消費税（地方消費税含む）  ロ. 入湯税

- 備考
- 1、基本宿泊料は、フロントに掲示する料金表によります。
  - 2、子供料金は小学生以下に適用し、大人に準じる食事と寝具を提供したときは大人料金の70%相当額、寝具のみを提供したときは30%相当額をいただきます。

別表第2 違約金（第6条第2項関係）

契約申込人数	契約解除の通知を うけた日												
	不 泊	当 日	前 日	2 日 前	3 日 前	5 日 前	6 日 前	7 日 前	8 日 前	14 日 前	15 日 前	30 日 前	
14名まで	100%	100%	50%	30%	30%								
15名～30名	100%	100%	50%	30%	30%	30%							
31名～100名	100%	100%	80%	50%	30%	30%	20%	20%	10%	10%			
101名以上	100%	100%	80%	50%	50%	30%	30%	30%	15%	15%	10%	10%	

- (注)
- 1、%は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
  - 2、契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分（初日）の違約金を収受します。
  - 3、団体客(15名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前（その日より後に申込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日）における宿泊人数の10%（端数が出た場合には切り上げる）にあたる人数については、違約金はいただきません。

# ご利用規則

当館では、お客様に安全かつ快適にご利用いただくため、利用規則を定めておりますので、宿泊約款第10条に定めのあるとおり、その遵守にご協力下さいますようお願い申し上げます。

遵守いただけない場合は、やむを得ず、ご宿泊又は館内諸施設のご利用をお断り申し上げ、又場合によっては損害をご負担頂くこともございますので、特にご留意下さいますようお願い申し上げます。

## 火災予防上お守りいただきたい事項

1. 火災の原因となりやすい場所での喫煙（寝たばこ、館内の歩行中）はおやめ下さいませ。
2. 客室内には暖房用、炊事用等の火気及びアイロン等の持ち込み、ご使用はおやめ下さいませ。
3. その他の火災の原因となるような行為はおやめ下さいませ。
4. 消防用設備等のいたずらは、安全の維持に支障が生じますのでおやめ下さいませ。

## 保安上お守りいただきたい事項

1. ご滞在中のお部屋からお出になられる際には施錠をご確認下さいませ。
2. 館外へお出かけの際は、フロントに鍵をお預けになれますようお願い申し上げます。
3. ご訪問客と客室でのご面会をご遠慮願います。

ご面会はロビー又はラウンジをご利用下さいませ。

## 貴重品、お預り品及び遺失物のお取扱いについて

1. 客室に備付の金庫は、お客様が自由にお使い頂けるよう便宜備付てありますが、簡易なものですから、現金、貴重品については事故防止のためその種類及び価格を明示して必ずフロントにお預け下さいませ。
2. ご滞在中の現金、貴重品等をフロントにお預けにならずに、滅失、毀損等によって生じた損害については、一定の限度額の範囲内でしか賠償致しかねますので、ご了承の程お願い申し上げます。

## お支払いについて

1. 料金支払いは、通貨又は当館が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカードにより、ご出発時又は当館が請求した時フロントでお支払いいただきますので、ご了承下さいませ。  
なお、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法によりお支払いいただくときは、事前にご提示下さいませ。
2. 旅行小切手以外の小切手でのお支払いはお受けできませんので、ご了承下さいませ。
3. 館内のバーなどをサインにてご利用される場合は、お手数ですが、客室鍵をご提示くださいませ。  
なお、各種乗り物の切符代、タクシー代、切手代、送料等のお立替はお断りさせていただきます。
4. 都合により、ご到着時にお預り金を申し受けることがございますので、ご了承下さいませ。

## その他のお守りいただきたい事項

1. 館内にて他のお客様の迷惑となるようなもの、犬、猫、小鳥その他の動物、発火又は引火性のもの、悪臭を発するもの、その他法令で所持を禁じられているもののお持込みはおやめくださいませ。
2. 館内で、高声、放歌、喧騒な行為、とばく、風紀、治安を乱すような行為、他のお客様の迷惑になるような言動はなさないようお願い申し上げます。  
特に小さなお子様をお連れのお客様には普段の躰け通りにお過ごし頂けますようお願い申し上げます。
3. 当館の許可なく、客室、ロビー等を営業行為（展示、広告、宣伝、販売等）などの他の目的にご使用にならないようお願い申し上げます。
4. 当館の施設、備品の現状を著しく変更したり、用途以外にご使用になることはおやめ下さいませ。
5. 客室の窓側、ベランダ、廊下又はロビーなどに物品を陳列したり、放置しないようお願い申し上げます。
6. 風呂及び洗面所のご使用後は必ず給湯水をお止め下さいませ。

もし流れ放しであふれさせますと、隣室、階下室に被害が及ぶ場合がございますので、ご注意願います。

7. 下駄、ゴム長靴等でのご入館はご遠慮願います。
8. 未成年のみのご宿泊は、保護者の許可のない限りお断りさせていただきますのでご了承下さいませ。
9. エネルギーを大切に使うため、節電、節水にご協力の程お願い申し上げます。
10. 客室内よりお電話をご利用の際は、施設利用料30%が加算されますのでご了承下さいませ。

北信州 北竜湖ホテル